

1 週間単位の非定型的変形労働時間制に関する決議（例）

ホテル労働時間等設定改善委員会は、労働時間等の設定の改善に関する特別措置法第7条第1項の規定に基づき、労働基準法第32条の5第1項に定める1週間単位の非定型的変形労働時間制に関し、次のとおり決議する。

- 1 週間（ 曜日から 曜日までの1週間をいう。以下同じ。 ）の所定労働時間は40時間とし、1日の所定労働時間は10時間を超えないものとする。
- 2 各従業員の1週間における各日の所定労働時間は第1項の範囲内で決定し、毎週 曜日までに次の1週間分について各従業員に書面で通知するものとする。
なお、各日の所定労働時間について希望がある従業員は、毎週 曜日までに会社に申し出るものとし、会社は当該希望を尊重して各日の所定労働時間を決定するものとする。
- 3 休日は週1回とし、前項の書面により従業員ごとに指定するものとする。
- 4 緊急やむを得ない場合は、前日までに書面で通知することにより、第2項の所定労働時間を変更し、又は前項の休日を振り替えることができる。この場合においても、所定労働時間は第1項の時間を超えないものとする。
- 5 従業員が、第2項から第4項までに基づき会社が通知した各日の所定労働時間を超え、又は休日に労働した場合には、賃金規則第 条の定めるところにより割増賃金を支払うものとする。

（中略）

本決議に基づく1週間単位の非定型的変形労働時間制は、平成 年 月 日から実施するものとする。

（以下略）